



非接触
チェックイン
システム



配膳
ロボット

デジタル
技術導入



自動
翻訳機

混雑表示
システム



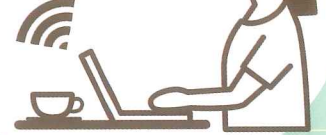
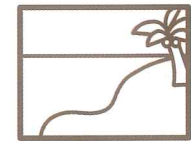
入場制限中



ただいま店内が
混雑しています

ワーケーション
環境整備

Wi-Fi
整備



宿泊施設の 高付加価値化等支援事業

「新しい生活様式」への対応や感染拡大防止対策、施設の高付加価値化等に向けた取組に要する経費に対して、その一部を補助します。

1施設あたり補助上限

令和3年4月1日以降の取組

最大 **750** 万円 補助率 3/4

令和3年3月31日以前の取組は補助率 1/2



非接触
体温計



バリア
フリー化



非接触
カードキー



キャッシュレス
決済端末



貸切風呂
改修

受付開始 令和3年 **8月20日**~

注意

予算上限に達し次第終了しますので、お早めに申請ください

受付終了は下記専用サイトでお知らせします

補助対象事業(例)

高付加価値化・収益力向上等を図る前向きな投資に要する経費

- ワーケーションやグランピング等のスペース設置
- 露天風呂付き客室への改修・食事会場の個室化
- インバウンド受入に向けた環境整備
- バリアフリーに対応した施設改修
- 配膳・清掃ロボットの導入
- 混雑状況表示システムの導入 等

新しい生活様式への対応等に要する経費

- 非接触チェックインシステムやカードキーの導入
- キャッシュレス決済端末の導入
- サーモグラフィや非接触体温計の導入
- パーテーションや遮蔽用アクリル板の購入
- 感染症対策専門家による検証
- 従業員等への感染防止対策研修の実施 等

※上記は事業例であり、補助要件に合致するその他の事業も申請が可能です。 ※補助対象の適否は、提出書類を審査し決定します。

申請先・問合せ先

宿泊施設の高付加価値化等支援事業事務局

TEL:083-974-3202 [営業時間10:00~17:00(土日祝除く)]

〒754-0002 山口市小郡下郷2278-5 小郡第6ビル2階

E-mail:yamaguchi-shukuhaku-shien@bsec.jp

事業の詳細の確認、公募要領・申請書類のダウンロードは下記専用サイトからお願いします。

<https://shukuhakushien.ikouyo-yamaguchi.jp/>



補助対象者

1. 山口県内に施設を設けている宿泊事業者であること
2. 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者であること

※住宅宿泊事業法(民泊新法)の届出のみの施設は対象外です。
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む施設は対象外です。

補助率・補助対象期間

補助対象事業費 上限1,000万円

補助対象期間・補助率	補助上限額
令和3年4月1日～令和4年1月14日までの取組は3/4	1施設あたり最大 750万円
令和2年5月14日～令和3年3月31日までの取組は1/2	

※補助対象期間より前に着手したものや、対象期間内に実績報告ができないもの(支払いを含めて事業が完了していないもの)は、補助の対象とはなりません。

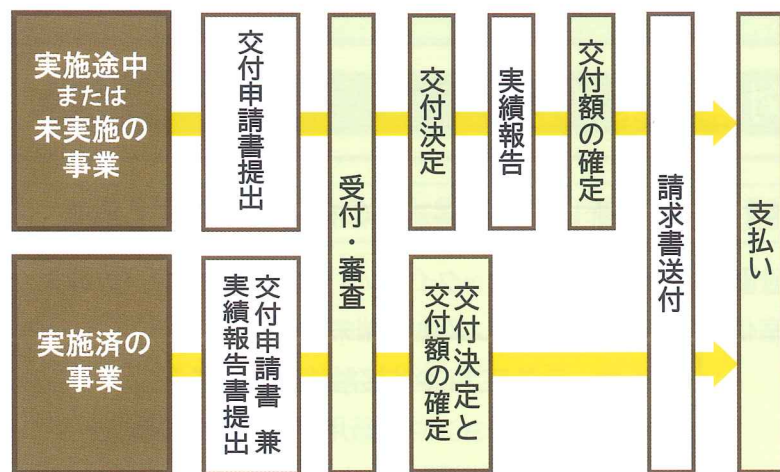
補助対象経費

事業を実施するために必要な備品購入費、消耗品費、施設整備費、委託費、賃借料、謝金、旅費等
ただし、以下の経費については対象外です。

補助対象とならない経費

- 消費税及び地方消費税
- 送料
代金に含まれ、かつ送料込でも通販の方が市販より安価であるものを除く
- 間接経費
振込手数料、水道光熱費、収入印紙代等
- 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受ける前に支出した経費
- 補助対象期間外に支出した経費
- 既存機器更新等に要した経費
- 施設または設備等の維持及び運用の経費
- 人件費
- 不動産購入に係る経費
- 保険料
- 交際費
飲食代・接待費等
- 公租公課
- 申請する事業計画に対し、別途国、県、市町等からの補助金、助成金、委託費等を受給したもの又は受給予定がある場合の当該経費
- 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

申請の流れ



申請上の注意

- ① 予算上限に達し次第、申請の受付を終了しますので、お早めに申請ください。受付終了については下記の専用サイトでお知らせします。
- ② 申請は郵送によるもののみ受け付けます。簡易書留など、追跡が可能な発送方法を推奨します。
※新型コロナウイルス感染防止のため、持参による提出はお控えください。
- ③ 申請後、事務局員等による実施状況の現地確認を行う場合があります。

申請先・問合せ先

宿泊施設の高付加価値化等支援事業事務局

〒754-0002 山口市小郡下郷2278-5 小郡第6ビル2階 [営業時間10:00～17:00(土日祝除く)]
TEL:083-974-3202/FAX:083-973-2103 E-mail:yamaguchi-shukuhaku-shien@bsec.jp

本事業の公募要領、各種申請様式のダウンロードは下記専用サイトからお願いします。

<https://shukuhakushien.ikouyo-yamaguchi.jp/>

